

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第19号
Vol. 19
May. 2021



- 巻頭言 須らく一步を進め(三山 峻司) 2
- 事務所合流のご挨拶(池田 聡) 3
- 新人挨拶(西川 侑之介) 4
- 新人挨拶(三原 大治) 5
- 民法執行法の改正(財産開示手続)について(松下 聡) 6
- 思いつくままに(阪口 誠) 8
- 交通事故事案の現状その他雑感(湯浅 靖) 9
- 近況のご報告(安田 幸司) 10
- 近況のご報告(矢倉 雄太) 11
- 出版案内 12

巻頭言 須らく一步を進め

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山峻司

第19号をお届け出来ることを本当にうれしく思います。

本号をお読みいただけるのは、二四節気の「小満」(5月21日頃)の前後になる頃でしょうか。暦の上では田植えの準備を始め活気があふれる思いが膨らみ陽気が良くなるころです。

今、私どもの事務所もスタートラインにセットアップする前の緊張感にも似た心持を味わっております。事務所のホームページの信念(CREDO)の中にもありますように、私どもは、リーガルプロフェッションとしての矜持を保持し日々の諸活動が有縁無縁の人や物に支えられていることに感謝し物事にあたるように努めてきました。そして、その思いを共有してくれる新しい仲間(創明法律事務所との合流)を得ました。このような仲間巡りに巡り合えたことを改めて感謝し共に歩みたいと思います。

この間、昨年来からの今日を振り返れば、新型コロナに明け暮れた毎日でした。生活面での不自由を強いられ、経済の回復と感染防止のジレンマに陥っている現状です。厳しい日が続いており、終息の兆しは見えませんが、ワクチンの接種が始まり、一日でも早く当たり前の日常に戻ることを祈るばかりです。

さて、タイトルの「須らく一步を進め」には、対となる言葉があります。それは「百尺の竿頭」という言葉です。たわむ高いポールのでっぺんに坐り込んで、さてどうすると問われています。禅語で難しい解釈があるようですがその点は措き、ここでは「原点に戻り、さてどう歩を進めるか」という意味にとらえたいと思います。「さあ！さあ！如何！？」と殻を破れと言われていています。その次の言葉が、タイトルの「須らく一步を進め」です。どのように歩を出すか、それぞれがそれぞれの一步を「身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれ」との覚悟を持って勇気を持って踏み出すのです。人のめぐり逢いの合縁奇縁に思いを至し原点に立ち帰りそのようなトライができることに改めて感謝したいと思います。

We should live in this moment. We have to make our effort in this moment, not someday in the future. We do something we should do.

Brand New NCLaw! 新生「中之島シティ法律事務所」始動！

私どもは、これからもたゆまず一つ一つ直面する課題に取り組んでまいりたいと存じます。今後とも何卒ご指導とご鞭撻の程をよろしくお願い申し上げます。

事務所合流のご挨拶

弁護士 池田 聡

新緑の候、皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度中之島シティ法律事務所に合流しました池田聡と申します。三山弁護士、阪口弁護士を中心とした従来のメンバーとともに、皆さまのご期待に応えるリーガルサービスを提供していく所存です。どうぞよろしくお願い致します。

私について初めて目にされる方も多いことかと存じますので、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は、大阪大学理学部物理学科を卒業しておりますが、理学部在学中に弁護士になることを志し、司法試験を受験することとしました。当時はいわゆる旧司法試験が実施されていたものの、なかなかハードルが高かったことから、大学卒業後、大阪市立大学法科大学院に進学し、これを修了して司法試験に合格し、平成20年に弁護士となりました。弁護士登録後はイデア綜合法律事務所に勤務し、加藤真朗弁護士の下で弁護士としての基礎を身につけ、加藤弁護士が平成26年に加藤&パートナーズ法律事務所を設立した際に、これに参加したという経歴になります。その後、平成28年に加藤弁護士のお許しを得て独立し、創明法律事務所を開設致しました。

今回の事務所合流は、三山弁護士からの提案により実現したことになりますが、これまでの私と三山弁護士の関わりは、知的財産法についての研究会での活動が中心でした。私の法科大学院における恩師である松村信夫弁護士と三山弁護士が主宰する「知的所有権問題研究会」に、弁護士登録直後に松村弁護士からお誘い頂き、研究会に参加するようになったことがきっかけです。理系出身であることもあり、従前より知的財産法の分野には力を入れてきたところですが、中之島シティ法律事務所に合流することにより、知的財産法の分野により深く関わることを嬉しく感じております。

私がこれまで取り扱ってきた案件の中心的な分野としては、まずはいわゆる企業法務の分野、契約書のレビューや作成、コーポレートガバナンスに関する助言、各種の法的アドバイス、紛争にあたっての交渉・訴訟などがありますが、知的財産法分野を含めて、企業法務を扱ってきたことが一つの特徴となります。また、株主代表訴訟や会社の支配権に関する紛争などの会社訴訟事件、商事非訟事件の分野、金融商品取引法に関する分野を中心に扱ってきたことが特徴です。他にも、個人の依頼者の方からは、相続や交通事故等のご相談・ご依頼を多数頂いて参りました。

中之島シティ法律事務所に合流することにより、事務所の他のメンバーとのチームワークによって、これまで中心的に取り組んできた分野にさらに磨きをかけることはもちろんのこと、事務所内の連携により、これまで以上に幅広い分野においてより良いリーガルサービスをご提供できると考えております。

今後とも、皆さまのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い致します。

2020年12月より中之島シティ法律事務所に入所いたしました、弁護士の西川侑之介と申します。

私は、大阪大学・同大学高等司法研究科を卒業した後、神戸で1年間の司法修習を修了し、この度、大阪の地で弁護士としての第一歩を踏み出すようになりました。出身は広島県ですが、地元にいる家族も関西に引っ越してきたこともあり、今ではすっかり大阪が第2の故郷になりました。

私が法曹を目指したのは、遡れば大学3年生の頃になります。当時は、周りの同級生につられて企業就活をするか考えていた最中でしたが、大学内のセミナーに参加した際、弁護士が「AIと自動運転」というテーマで技術発展により民事上・刑事上の責任がどのように変わっていくと予想されるのか等について講演をしているのを聞き、未知の問題に対して創造的な発想を持って切り込んでいく弁護士の姿に憧れを抱き、弁護士を目指すようになりました。弁護士になった今でも、技術の進展と法の在り方という点に関心を持っており、今後は知財分野やIT法務の分野で専門性を伸ばしたいと考えております。

また、当事務所ではその他の分野の案件にも精力的に取り組んでおります。最近では、遺産分割事件や法人の破産申立事件に主任として事件を担当し、依頼者様から感謝のお言葉を頂いた際には、大変やりがいを感じました。

まだまだ未熟で至らないところも多いですが、今後は、法律面でのご支援はもちろんのこと、依頼者様のお気持ちに沿い、心身ともに伴走できるような弁護士になれるよう日々精進してまいります。

趣味としては、体を動かすのが好きでテニスやゴルフをやっています。テニスは小学生の頃から始め、大学生の時まで10年間ほどやっておりました。司法試験の受験勉強を機にプレーするのを離れてからなかなか再開できずにいますが、最近になってテニスウェアを新調し、また始められる準備だけは整えております。一昨年からはじめたゴルフは、昨年暮れに100切りを達成して以来、絶賛伸び悩んでいるところがございます。今年は趣味のゴルフのスコアも飛躍する一年になればと願っております。

最後になりますが、一日でも早く理想とする法曹となり、依頼者様のお力になれるよう日々執務に励んでまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新人挨拶

弁護士 三原大治

葉桜の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、関西大学法学部法学政治学科を卒業し、関西大学ロースクールを修了後、司法修習を経て、令和2年12月から弁護士として執務を開始いたしました。

私は、ロースクールに在学中、労働法の講義科目や演習科目を複数受講し、労働法分野に対する関心を強めました。

労働法は、労働者を対象として、基本的人権保障を内包した雇用・労働条件保障という観点から、その生存権を実現することを任務としております。その任務を達成するためには、労働者側の利害と使用者側の企業経営の権利や業務上の必要性等との衡量が求められますが、労働者側の利害も年齢、生活状況、職種等によって多様であり、さらには労働者内部における利害調整を行う必要もあります。このように、労働法は、労働者と使用者の複雑な集团的利益の衡量・調整が求められる法分野であります。

当初の私は、法令を参照することにより一義的に答えを出せないこのような労働法分野の難しさに苦手意識を持っておりましたが、ロースクールで勉強を進めていく中で、このような利益衡量こそが労働事件の奥深さであり、容易に結論が導けないからこそ面白いことに気付き、強い関心を抱くに至りました。

その後、司法修習では、大阪地裁の労働部において修習を行う機会を設けていただきました。その際に傍聴した労働審判手続では、ある労使間の紛争に関して、裁判官や労働審判員から多様な調停案が示され、一回の期日で迅速かつ柔軟に紛争が解決される様子を見ることができました。その様子は、裁判所での紛争解決は時間がかかるという私の認識を覆すものであり、労働事件の興味深さを改めて実感いたしました。

もっとも、労働事件は人の生活や経済活動に密接に関わる問題である以上、これを有効に解決するためには、労働法分野のみならず他の様々な法分野からの多角的な分析が必要となります。

また、弁護士として職務を行うにあたり、十分な知識がないために有効な紛争解決手段を提案できない法分野が存在するという状態は、法律の専門家として許されないことです。

そこで、今後においては、依頼者の皆様の様々な法的ニーズに対応できるように、労働法分野のみならず、相続、交通事故、破産等の多種多様な案件に積極的に取り組み、誠実かつ堅実に一つ一つの案件に向き合っていきたいと思っております。

まだまだ未熟者でございますが、常に迅速かつ的確な法的サービスを提供するために研鑽を重ねていく所存ですので、何卒、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

民法執行法の改正（財産開示手続）について

弁護士 松下 聡

第1 民法執行法の改正

民事訴訟の判決などによりお墨付きを与えられた民事上の権利について、債務者が任意に履行しない場合に強制的実現を図る手続きを、民事執行と呼びます。「民事執行法」が、その名の通り規律しています。

令和元年（2019年）に民事執行法が改正され、令和2年（2020年）から施行されました。改正は多岐にわたりますが、以下では、財産開示手続についてご紹介します。

第2 財産開示手続の改正

1 財産開示手続について

金銭の支払いを求める権利（金銭債権）を執行するにあたり、民事執行法では、債務者の財産を発見することは、債権者側の責任となっています。つまり、債権者が債務者の財産を発見できなければ、金銭債権は空手形となります。

債権者が債務者の財産情報を入手するため、平成15年の改正により財産開示手続の制度が創設されていました。これは、債権者が裁判所に申し立てることにより、債務者に財産開示を命ずる手続です。

金銭債権の債権者は、強制執行を可能とする証書（確定した判決が典型例であり、「債務名義」と呼ばれます。）があり、分かっている範囲では債権を回収しきれない場合、財産開示手続を申し立てることができます。財産開示の決定があった場合、債務者（法人の場合は代表者）は財産目録を提出し、期日に出頭して財産について陳述する義務を負います。

2 財産開示手続についての改正点

- (1) 一般的な債務名義には、支払い督促、強制執行が可能である旨の記載がある公正証書などが含まれます。しかし、財産開示手続を申し立てうる債務名義は、確定判決か、訴訟上の和解調書など確定判決に近いものに限定されていました。

また、債務者が期日に出頭しなかったり、虚偽の陳述を行ったりした場合は、30万円以下の過料の制裁が定められていました。

- (2) 令和元年の改正により、全ての債務名義について財産開示手続の申立が可能となりました。また、不出頭や虚偽陳述に対しては、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金（刑事罰）が定められました。

これにより、実効性に疑問があるとされ、利用が広まらなかった財産開示手続について、実効性が多少なりとも高まるかもしれません。

第3 第三者からの情報取得手続の新設

1 総論

上記のように、従前の民事執行法には債務者本人からの情報取得しか規定されていませんでした。実効性は債務者の協力次第で、そもそも執行が必要とい

うことは任意に支払いを行わない者であることから、申し立てたとしても不出頭の事案が相当多かったとされます。そこで、債務者の協力を要せずに、第三者から債務者の財産に関する情報を取得する制度が設けられました。

2 不動産に係る情報の取得

改正法では、登記所（法務局）に対して、債務者が所有等する不動産の情報提供を求めることができるとされました。この手続は、債務名義を有する債権者が、先に財産開示手続を申し立てた場合で、期日から3年に限り、申立が可能です。

債権者からすれば不動産の所在が分からなくても調査できることとなり、財産があるにもかかわらず支払いを行わない債務者に対して有効な手段になることが期待されます。なお、令和3年5月1日運用開始予定であり、本稿執筆時点ではまだ開始していません。

3 給与債権に係る情報の取得

改正法では、給与債権を差し押さえるため、債務者の給与を把握している市町村や日本年金機構などから、勤務先の情報を取得する手続が創設されました。

これも財産開示手続の要件及びその申立をしたうえで期日から3年以内のみ申し立てることができます。また、債権の種類が限定されており、婚費・養育費などの扶養に関する債権か、生命・身体の侵害に対する損害賠償請求権（人身事故による賠償などが典型です）を有する債権者のみが申立可能です。

債権の種類が限定され、通常の商取引等に関する債権回収に用いることはできませんが、債務者が給与生活者であり、勤務先が不明である場合は有効な手段になると考えられます。

4 預貯金債権等に係る情報の取得

改正法では、金融機関等に対して、預貯金等に関する情報の提供を求めることができるようになりました。こちらは前二者と違い、財産開示手続を経ることなく、財産開示手続自体と同等の要件で申立が可能です。

なお、従前から弁護士法に基づき弁護士会を通じて照会することにより、債務名義を有する債権については、代理人弁護士が預貯金の情報を取得することができました。但し、これに応ずる金融機関はゆうちょ銀行やメガバンクに限られていたため、他の金融機関に対する照会が可能となった意義があります。

5 債務者への通知

これらの手続を行った場合、情報提供があつてから1か月後に、裁判所から債務者にその旨の通知がなされます。よって、特に預貯金の場合は素早く差押えに移る必要があります。また、そもそも金融機関自体は債権者が指定する必要があり、空振りをしたうえで債務者に動きを知られるリスクもあることから、可能な場合は弁護士会照会を使った方が安全とも考えられます。

小学生の時、毎年、夏休みの宿題で作文や読書感想文が出され、もともと外で遊んでばかりで読書とは無縁の私にとっては、作文や読書感想文は楽しいはずの夏休みの中で私を大いに憂鬱にさせました。ただ、こうして弁護士をしていると「弁護士さんは話しをするのも、文章を作成するのも得意でしょ。」と言われることがあります、少なくとも私には当てはまらないことは明らかです。もっとも、裁判所に出す書面は、当然のことではありますが、文学的才能など全く不要で、論理的展開が求められ、むしろ数学の計算式を文章化するようなものであります。

というような前置きをしたのは、この記事の題材を何にしたら良いのか迷い、結果として「思いつくままに」とした理由を述べたかったからであります。

ところで、我々が裁判所に提出する文書で特に論理的展開が求められるものとしては、事実関係が複雑な案件、先例のない案件、判例を変更すべき案件等々が考えられます。良くできた文章とは、裁判官に言わせると一度読むだけで頭にスッと入ってくる文章です。往々にして何度も読み直さないと理解できない文章は「難しい文章」で、何となく「立派な文章」であるかのように錯覚する人もいますが、裁判官も人の子、だんだん読むのも嫌になるような文章では裁判官を説得することはできません。論理的で分かりやすいものでなければなりません。

私も年初から久しぶりに論理的展開がより求められる案件を抱えております。前述しましたある法律の解釈に関し先例のない案件です。守秘義務があるので詳細を紹介することはできませんが、先日、第1回期日が開催され、裁判官が訴状や答弁書から認識された争点を開示したところ、この案件の真の争点については全く認識されておりませんでした。そこで、私から真の争点について説明したところ、裁判官は少しキョトンとして、あたかも「そんな争点本当にあるの?」と言いたげでした。私は、訴状では、事案の概要を理解して頂くため、全体像しか記載しなかったもので、やむを得なかったかもしれません。

これから真の争点について、詳細かつ論理的な書面で裁判官を説得しなければなりません。小学生時代の作文や読書感想文の宿題とは違って、ゴールデンウィークに向かって気合い十分です。

まだまだ新型コロナが蔓延しております。季節の良い時期で外出する機会も出てくるとは思いますが、どうぞご自愛下さい。

1. ドラレコの普及と弁護士対応

国土交通省自動車局保障制度参事官室が令和2年1月付で発表した「自動車用の映像記録型ドライブレコーダー装置について」というアンケート結果によると、自家用車にドラレコを搭載していると回答したのは、ほぼ半数の45.9%とのことでした。

実際に、私が相談・受任をしている案件で過失割合が争点となっている事案でも、ドラレコの映像が残っているという事案が多くなってきました。

以前は、事故状況と過失割合が争点になる場合、調査会社の担当者に立ち会ってもらい、私と当事者様と3者で実際の現場で状況をお聞きすることが多かったのですが、現在はそのような事案は少なくなり、ネット経由で映像を確認し、電話で状況の聴取や弁護士としての意見をお伝えするというケースが多くなっています。

面談を行うことが難しくなっているコロナ禍において、ご負担をお掛けすることなく打ち合わせを行うことができるという点で、メリットを感じるようになっていきます。

他方で、ドラレコの普及によって紛争化がなくなるわけではなく、映像上の事実関係とその過失割合に関する評価を巡って訴訟による解決に持ち込まざるを得ない案件は一定数存在します。今後も、時代に合わせて弁護士としての対応を変化させる必要があることを痛感しています。

2. 交通事故訴訟のこれから

訴訟案件では、コロナ禍での対応として、Teams を利用した裁判所の手続進行が増加するのではないかと期待していたのですが、1回目の緊急事態宣言が終了した後、目覚ましく進展するということはなく従前と同様に裁判所に出頭する方式が多くを占めています。

もっとも、交通部専門部である大阪地方裁判所第15民事部は、令和3年4月にホームページ上で「一覧表を利用した審理について」という情報を発信し、エクセルを用いて訴状、答弁書等の推奨する書式を公表し、訴状と答弁書に「WEB 会議の希望」「チーム登録用のメールアドレス」欄を設けるとともに、「新書式を利用した手続進行イメージ」として Teams に訴状データ・答弁書データをアップロードするよう流れを示しています。

この新書式は、エクセルで完結させていて、従来のワードを用いた書式と異なるという点で、斬新なものになっています。

この新書式が普及するとともに、最終的には裁判所がイメージする Teams を用いた手続が増えることを期待したいところですが、裁判所と協力して積極的に運用を進めることが大切かと思えます。

近況のご報告

弁護士・NY州弁護士 安田 幸司

パートナーに就任してから早くも1年が経過しました。この1年を振り返ると、事務所運営に関する事など、事件処理以外の事でも悩むことが多かったように思います。

また、この4月には、ニューヨーク州弁護士資格の1回目の更新手続きを行いました。ニューヨーク州弁護士は、日本のように毎月弁護士会費を支払う必要はありません。その代わりに、2年に1度更新の手続きを行う必要があります。その際に更新料（現在は375米ドル）を支払う必要があります。資格取得に要する費用（学費、滞在費、予備校の費用などなど）は非常に高額ではありましたが、資格を維持するための費用は安いのがアメリカの弁護士資格の特徴だと思います。

さて、プライベートでは、この4月から息子が保育園の年長クラスになりました。保育園ではアメリカ人の先生による英語のレッスンを受けさせているのですが、息子が家で時々喋る英単語を聞き、私は、「やはり0～1歳にかけてアメリカで生活していただけあって、英語の発音めっちゃくちゃいいな〜。」とっておりました。しかし、先日、息子の保育園の同級生家族と一緒に遊んだ際に、息子の同級生も非常に綺麗な発音をしており、アメリカでの生活と英語の発音は無関係なのではないかと思いはじめております。しかも、息子は、アメリカで生活していたことを全く覚えていないようです。

留学していた街（ヴァージニア州のシャーロットビル）や留学中に遊びに行った街（NYやワシントンDC等）に息子連れて行き、少しでもアメリカ生活時代の記憶を思い出してもらいたいものですが、現状、コロナが蔓延する前のように自由に海外旅行ができるようになる見込みはありません。早くこの新型コロナが終息する事を祈るばかりです。

なお、私は普段JALのマイルを貯めているのですが、最近は全然マイルを使う機会がなく、現在20万マイル強ものマイルが貯まっています。次回家族で海外旅行をする際には、この貯まったマイルを使い切ろうと思っています。

近況のご報告

弁護士・法学博士 矢倉雄太

1 ご挨拶

このご時世ではございますが、皆様におかれましてもお変わりございませんでしょうか。

本稿を執筆しております3月29日は、桜が満開です。今年は、年始から暖かい日が多く、全国的に桜も早めに満開を迎えているようです。皆様の周りでも、今年も綺麗な桜が咲かれていたことと存じます。

2 新生活

私事ですが、昨年6月に入籍し、新生活をスタートいたしました。

入籍にあたり、同じ大阪弁護士会所属の他事務所の尊敬する先生からも、「夫婦円満の秘訣」として、貴重なご助言を頂きました。

「(妻には) 勝たない。勝てない。勝とうとしない。なんならそもそも勝ちたくない。」というお言葉です。

日々の生活のなかではどうしても、「勝とうとする」自分が顔を覗かせることもございます。しかし、その度にこのご助言を思い出します。

おかげさまで妻とは今のところ大きな喧嘩もなく、円満に過ごせており、有難い限りです。

また、恥ずかしながら、結婚を機に家事にも真面目に取り組むようになりました。食器の片づけや洗い物(しばしば)、洗濯、アイロンがけ、トイレ掃除や出かけにルンバのスイッチを入れる(これは家事ではない?)その他諸々を行っております。それでも妻には負担をかけており、妻に感謝しつつ、一層家事にも取り組まねば、と感じております。さらに、実家で家事もろくにせず「のほほん」と住まわしてもらっていた頃を思い出すと、改めて両親への感謝を、身に沁みて感じる日々です。

3 当所の新体制

おかげさまで、当所も、池田聡弁護士、三原大治弁護士と合流し、新体制となりました。池田弁護士とは、研究会などで幾度となくご一緒させていただいており、気さくで素晴らしいお人柄の方です。三原弁護士も非常に人当たりがよく、優秀な方と存じます。

私としましても、「新体制」に身の引き締まる思いです。これからはご両名とも力を合わせ、より一層充実したサービスを皆様へご提供し、魅力的な事務所へと発展・成長できるよう、私個人としても引き続き精進してまいります。

◇ 出版案内 ◇

新・商標法概説 【第3版】

小野昌延
三山峻司 [著]



青林書院

当事務所弁護士・弁理士三山峻司が、弁護士・法学博士小野昌延先生との新・商標法概説【第2版】(共著)の改訂版である同書【第3版】を近刊(7月発刊予定)させて頂く運びとなりました。

小野昌延先生にはこれまで親しくお教えを受けてまいりました。そのご縁とご恩により今日があります。

【第3版】の改訂作業においては小野先生とのご一緒がかないませんでした。しかし、そのご恩のいくばくかでもお返しできればとの思いで、この間の各法改正や最近の新しい裁判例等を取り込んで現在の役に立つようにリニューアルした近刊という形でご報告できることを有り難く思っております。

所属弁護士

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司 弁護士 阪口 誠 弁護士 湯浅 靖
弁護士 池田 聡 弁護士 松下 聡 弁護士・NY州弁護士 安田 幸司
弁護士・法学博士 矢倉 雄太 弁護士 西川 侑之介 弁護士 三原 大治

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http:www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

